岸和田市立桜台中学 危機管理マニュアル

目次

P. I	1.危機管理の目的 ~	~ 4.	危機発生時の基本的な初期対応
------	-------------	------	----------------

- P. 2 5. 正常な教育活動の維持・回復 ~ 6. 具体的な事象に対する初期対応【A 学校事故】
- P. 3-P. 5 6. 具体的な事象に対する初期対応【B 健康(食物アレルギー)】
- P.6 【医療機関】、C 登下校中の生徒の事故や不審者事案、行方不明などの通報に関する対応
- P.7 D 不審者の侵入に対する対応
- P.8-P.10 E 災害発生時の対応【火災発生時】、【地震発生時】、【津波】、【気象警報発令】
- P.II 防災に関する対応について(災害応急対策配備体制)
- P.12 F その他【J アラートの発令】
- P.13-P.16 資料 防災に関する対応について
- P.17-P.18 資料 各教室安全チェック表(教室)
- P.19 学校安全計画

令和2年 4 月 岸和田市立桜台中学校

1. 危機管理の目的

- ・事前の危機管理(危機の予知予測や事故等の未然防止に向けた体制整備)を行う。
- ・事象発生時の被害を最小限に抑える。
- ・正常な教育活動の復旧と維持を行う。

2. 想定される危機

分類		内容(例)
A 学習活動等	学習活動	運動時、実習・実験、郊外活動中の事故
	特別活動	修学旅行、現場学習等での事故
	部活動	熱中症による入院、運動時の事故
	その他	学校施設利用中の事故
B 健康	感染症	新型インフルエンザ、感染性胃腸炎等の集団感染
	アレルギー	食物アレルギーによるアナフィラキシー等
	食中毒	給食等による集団食中毒、給食への異物混入等
C 登下校·郊外での事故		交通事故、不審者情報等
D 犯罪		校内での暴力行為、脅迫、不審者の侵入等
E 災害		火事、地震、津波、台風、風水(雪)
F その他	問題行動	いじめ、虐待、器物破損、喫煙等
		Jアラート、教職員の不祥事

3. 未然防止と日常の備え

- ・全職員への危機管理マニュアルの周知徹底と定期的な検証を行う。
- ・年度当初に避難経路、職員の役割分担の確認を行う。
- ・日ごろから、生徒一人ひとりの継続的な支援や学校施設、設備に関する定期的な点検等により、 学校危機の未然防止に向けた取り組みを行う。

4. 危機発生時の基本的な初期対応

- ① 迅速で的確な措置(危険の予知と回避、適切な指示と対応、連絡と応援要請等)
- ② 生徒、教職員の安全確保(命を守る行動、待機、避難等)
- ③ 正確な情報共有と集団的な対応(情報共有、指揮系統の明確化、役割分担、関係機関との連携等)
- ④ 生徒の安全な保護者への引き渡し(町別、方面別の集団下校、または学校待機)

緊急事態の発生

- ① 状況把握
- ② 生徒から離れない
- ③ 通報・協力要請

(火災報知器使用可能)

- ※発生場所に
 - 一番近い職員で対応

【生徒と教職員の安全確保】

- ① 一次避難(その場で待機または離れる)
- ② 二次避難(教室待機、体育館への避難)

【集団での迅速な対応】

- ① 発生現場へ急行し、生徒の安全確保
- ② 緊急放送で生徒への指示(待機または避難)
- ③ 関係機関への緊急連絡(警察 | 10 番、消防 | 19 番)

保護者への安全な生徒の引き渡し

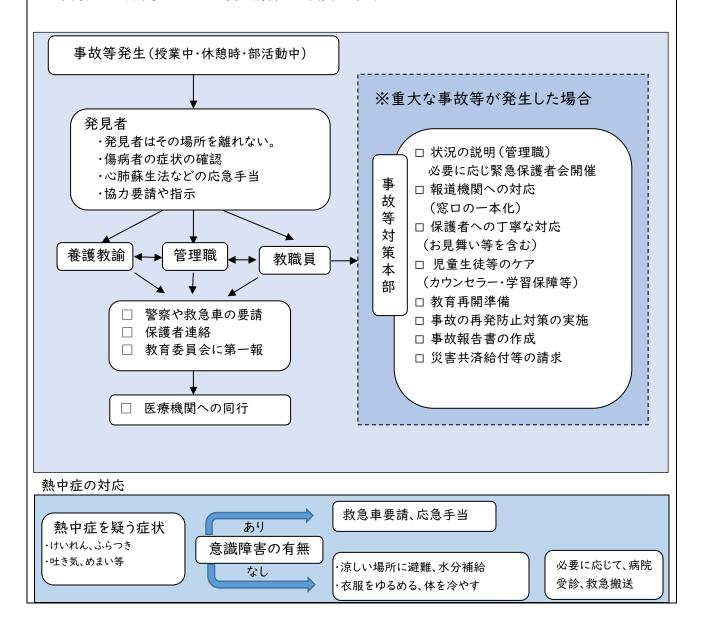
5. 正常な教育活動の維持・回復

- ① 生徒の心のケア(必要に応じてスクールカウンセラーを活用)
- ② 職員の情報共有と組織的な取り組みに向けた意思統一
- ③ 生徒、保護者への正確な情報の伝達と信頼確保(全校集会、家庭訪問、保護者説明会の開催など)
- ④ PTA、地域、関係機関との連携
- ⑤ 報道機関への対応(窓口は校長。原則としての校内立ち入りを禁止)
- ⑥ 再発防止に向けたとりくみ(原因の確認、対応の検証と見直し、生徒への指導)

6. 具体的な事象に対する初期対応

A 学校事故

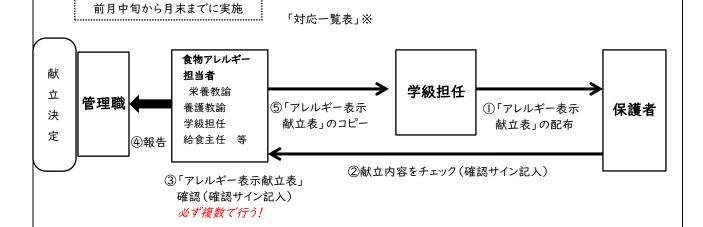
- ・基本は「桜台中学校 危機管理マニュアル」に沿って対応する。
- ・配慮が必要な生徒の対応に関しては、全職員で情報交換を行い共通理解を図る。
- ・日常的な健康調査を行い、個々の生徒の状況を絶えず全職員で情報共有を行う。
- ・年度初めに、救急法などの必要な講習は全職員で行う。



B 健康(食物アレルギーへの対応)

- ・エピペンと食物アレルギー講習会(アレルギー疾患の理解)を毎年4月に行う。
- ・食物アレルギー対象生徒の正確な情報の把握と共有する。
- ・献立内容の確認(毎日)をする。

【食物アレルギー対応チェック表】



食物アレルギー事故防止 給食当日の対応マニュアル(クラス担任向け)

◎担任不在時は補欠教員が行う

朝

給

食

直

前

今日の献立を確認!

対象児童生徒のアレルギー表示献立表を見て確認する。

もう一度、 アレルギー表<u>示献立表を見直す</u>

アレルギー表示献立表を教室に持って行く。 対象児童生徒のアレルギー表示献立表を見 て確認する。

アレルギー表示献立表に×がついている献立がある

ある

ある

ない

除去食がある

4

食べられない 献立がある



ある

除去食を受け取る 小学校は調理員⇒担任 中学校は教員⇒生徒

配食しない

食べられる献立は 先によそう。

除去食のクラス、氏名、除去品目を確認する。





児童生徒本人とアレルギー表示献立表を見て確認

除去食が置かれているか。食べられない献立を配食していないか。





「まちがいなく配食した」チェック✔ を記入

アレルギー表示献立表に、確認済みのチェック「✔」を書く。





給食中

*児童生徒が誤って、食べられない献立を「おかわり」しないように注意 ・他の児童生徒から献立をもらうなどのやり取りをしないよう注意

日頃から他の児童生徒の理解を深めるようにする。



1

給食後

体調の変化に注意し、様子を観察する。(症状の早期発見)

異常があれば、緊急時対応マニュアルに沿って対応する。

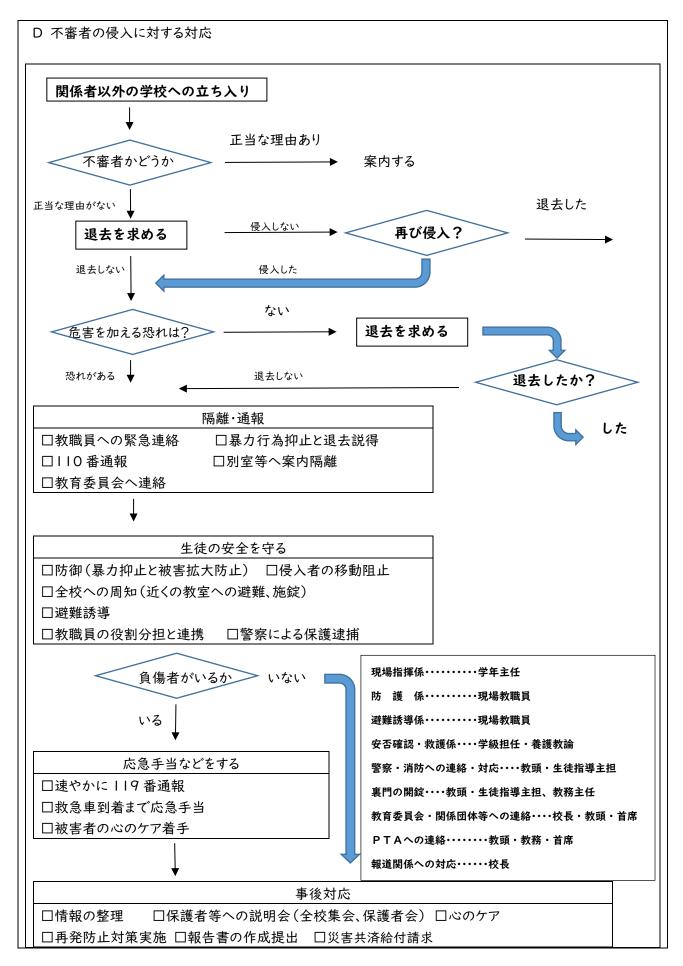
【アレルギー症状への緊急時の対応手順】 アレルギー症状が 原因物質を食べた 原因物質に触れた ある(食物の関与が疑われる) (可能性を含む) (可能性を含む) 発見者=観察 その他の教職員=準備・連絡等 ① 子どもから離れず観察 -・エピペン[®]と AED、内服薬の準備 ・エピペン®と AED の使用・介助 ② 助けを呼び・人を集める ・保護者への連絡 ③ エピペン®と内服薬の準備を指示 ・記録や他の児童生徒等への対応 等 反応なし、 緊急性が高いアレルギー症状があるか、5 分以内に判断する! 迷ったらエピペン®を打つ!ただちに119番通報をする! 呼 吸な 呼吸器の症状 消化器の症状 全身の症状 □喉や胸が締め付けられる □我慢できない腹痛 □ぐったりしている □声がかすれる □繰り返し吐き続ける □意識もうろう □犬が吠えるような咳 □尿や便をもらす □息がしにくい □脈が触れにくい □持続する強い咳き込み □唇やつめが青白い □ゼーゼーする呼吸 上記の症状のうち、一つでも当てはまる場合 ① ただちに、エピペン®を使用 ② 救急車を要請(119番通報) -> 反応がなく、呼吸がなければ心肺蘇生→AED使用 ③ その場で安静にする(立たせたり、歩かせたりしない) ○ぐったりしている・・仰向け、足 15~30cm 高くする。 ○吐き気・嘔吐・・・・嘔吐物による窒息を防ぐため、体と顔を横に向ける。 ○呼吸が苦しく仰向けになれない・・上半身を起こし、後ろに寄りかからせる。 ④ その場で救急隊を待つ ⑤ 可能なら内服薬を飲ませる

【医療機関】		
名称	電話番号	診療科目
うえのクリニック※	493-3915	内科·外科·整形外科
久米田外科整形外科病院※	443-1891	内科·外科·整形外科
みなみ耳鼻咽喉科クリニック※	428-3341	耳鼻科
泉本歯科診療所	441-6565	歯科
渡辺病院(眼科)	426-3456	眼科
みやもと眼科	423-4611	眼科
楠部眼科	422-0816	眼科
葛城病院	422-9909	内科·整形外科
山辻医院	427-3166	内科·外科·皮膚科
岸和田市民病院	445-1000	総合·救急病院
徳洲会病院	445-9915	総合·救急病院

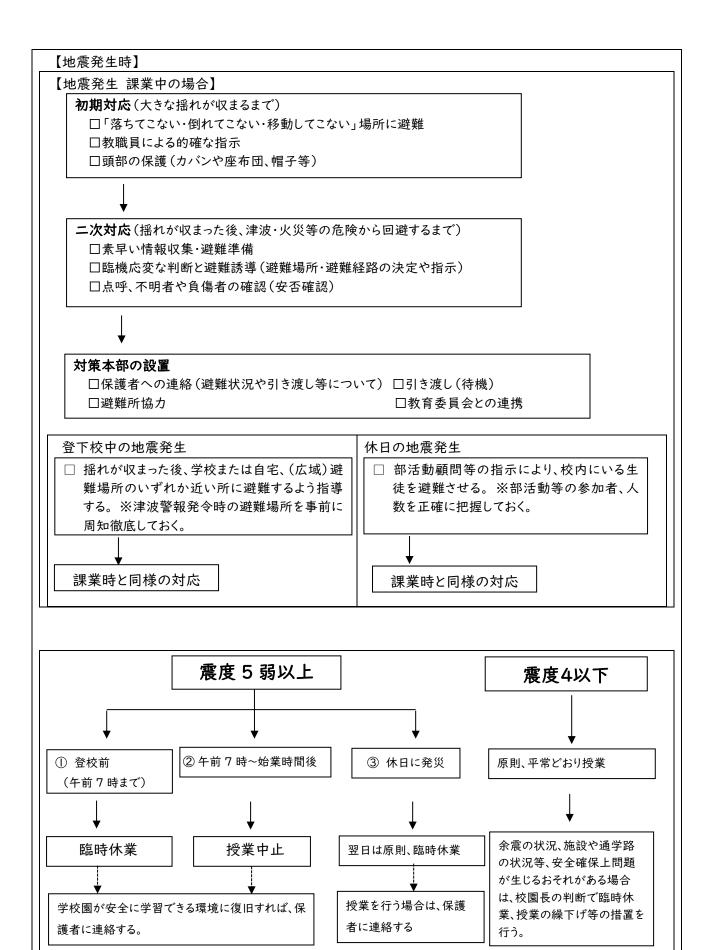
※は学校医

C 登下校中の生徒の事故や不審者事案、行方不明などの通報に関する対応

し 豆丁牧牛の主徒の争取じ不番有事業、11万个明などの題報に関する対応
学校への第一報 <把握すべき情報>
□いつ、どこで、誰に、どのような事案か起こったか
□ * * (□ C * C * C * C * C * C * C * C * C * C
□警察(119 番)通報したか □周囲に他の生徒等はいるか
※通報者にはその場を離れないように指示を出す。
※必要に応じて警察と消防への連絡を通報者に依頼する。
※被害本人からの聞き取りは、子どもの心情に寄り添うよう配慮する。
1
│
不審者情報であれば
□ 職員の警戒態勢・校区巡回体制
□ 保護者への連絡(集団登下校や引き渡し等について)
□ 教育委員会、警察(岸和田警察生活安全課)への連絡・通報
□ 地域住民や見守りボランティアへの周知・支援要請
※登校前の場合は、必要に応じて自宅待機させる。
※下校前の場合は、安全が確保されるまで学校に待機させる。
学校の取組
□ 被害生徒の安全確保、現場(病院)に複数名で現場へ急行する
□ 他生徒の安全確認、情報収集、周囲の生徒への指導
□ 未通報であれば 0 番 (9 番) 通報、教育委員会への第一報
□ 被害児童生徒等の保護者への連絡
□ 校区小学校・幼稚園・ちびっ子連絡
□ PTA、学校協議会、地域団体への連携要請(管理職)

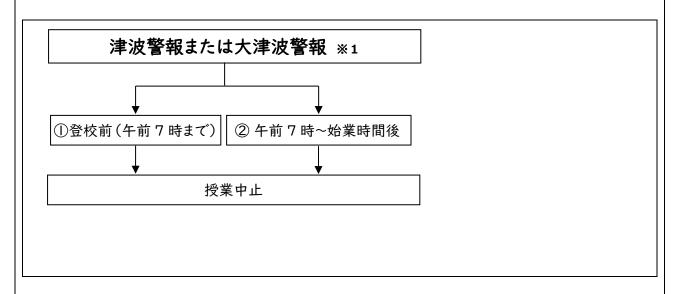


E 災害発生	時の対応			
【火災発	生時】			
		火災発	生	
		*		
通報	発見者	□緊急連絡(火災	報知器等) [□初期消火、防火扉の閉鎖
初期消火	近隣者	□消防への通報(I	19 番通報)	
	<u> </u>			
避難誘導	□生徒・教職員の避難	推誘導、安全確保	統括	□全体指揮
安全確保	□安全確保(点呼等))	→ 管理職	 □情報の一元化、記録
全教職員	□生徒の不安軽減		B-2-104	218400 7010(0030
火災時の安全	全防災組織			
	指揮係…			きの人数を把握して安否の確認し、
校長		必要な指揮を行う。	•	
	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	1 S		
	——— 迪報連絡係·	・・・有事の連絡はじ	め、必要な情報	を指揮係ほかに伝える。
	`咕#*杀 渞 <i>I</i> Z	生往の点へが呼	##ナ	
お石	<u></u> 一	・・・生徒の安全な避	難を誘导する。	
教頭 		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	難吹も変化する	る。また、防火戸の確認等被害の
		防護を行う。	またい といま 1木 ソ つ	3。また、例入庁の確認守依告の
	数 肋 係・・・	・被害者の有無を確	認し、救助を行	
	3% 20 1/1	灰白 40 月 流 6 元		,,
	初期消火係。	・・消化器や消火栓に	こより初期消火	を行う。
	—— 応急救護係·	・・・被害者の応急処	:置を行う。	
	── 搬 出 係・・・	指導要録、学籍簿な	どの重要書類	等を搬出する。
※ 初期消火	火で対応できない場合	よ、教頭が消防署への	の連絡を行う	

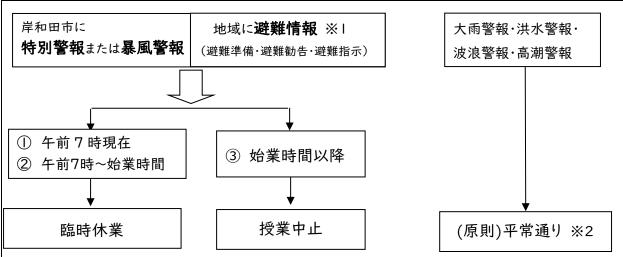


【津波】

・本校は海抜約30メートルに位置している。校区内には、海抜高度が約15メートルの地域もある。 生徒に津波被害が及ばないようにするために、十分な情報収集を行い生徒の安全確保に努める必要 がある。



【気象警報発令時】



- ※ I 地域に避難情報 (避難準備・避難勧告・避難指示) が出ている又は出された場合、当該学校園は特別警報または暴風警報発令時と同様の対応をとる。避難情報が出された地域を通学区に含む中学校も同様の対応とする。
- ※2児童生徒等の安全上、問題が生じるおそれ等があると学校長が判断した場合は、臨時休業(市教委に事前連絡)、授業時間の繰上げ・繰下げ等の措置を講じる。

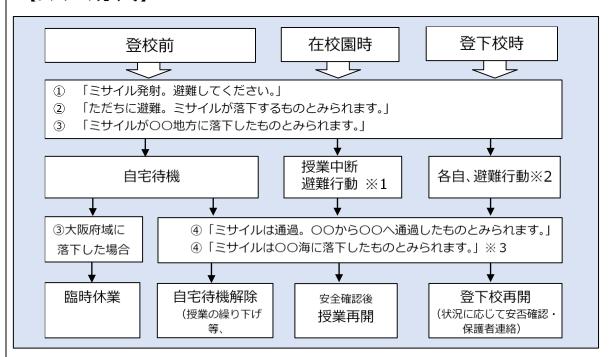
防災に関する対応について(災害応急対策配備体制)

レベルI 多 の 気	・府域で震度4の地震が発生したとき、又は災害のおそれがある気象予報等により通信情報の活動の必要がある・校長が必要と認めるとき・府域で震度4の地震が発生したとき、又は災害のおそれが、時間・規模等の推測が困難なとき	·災害初動対策室構成員 ·総務第一部自治振興班 指定職員 ·災害初動対策室構成員 ·総務第一部自治振興班 指定職員	管理職管理職	管理職 2名 管理職 首席
が 対 対 対 は は し べ ル の も の の の の の の の の の の の の の	のおそれがある 気象予報等により通信 情報の活動の必要がある 校長が必要と認めると き ・府域で震度4の地震が 発生したとき、又は災害 のおそれが、時間・規模	指定職員 ·災害初動対策室構成員 ·総務第一部自治振興班	管理職	管理職首席
対策体制 レベル2 タ	気象予報等により通信 情報の活動の必要がある。 ・校長が必要と認めるとき ・府域で震度4の地震が発生したとき、又は災害のおそれが、時間・規模	指定職員 ·災害初動対策室構成員 ·総務第一部自治振興班	管理職	首席
が 対策体制 レベル2 多 の	情報の活動の必要がある ・校長が必要と認めるとき ・府域で震度4の地震が発生したとき、又は災害のおそれが、時間・規模	·災害初動対策室構成員 ·総務第一部自治振興班	管理職	首席
が 対策体制 レベル2 多 の	を ・校長が必要と認めるとき ・府域で震度4の地震が 発生したとき、又は災害のおそれが、時間・規模	·総務第一部自治振興班	管理職	首席
対策体制 ・ レベル2 多	・校長が必要と認めるとき ・府域で震度4の地震が発生したとき、又は災害のおそれが、時間・規模	·総務第一部自治振興班	管理職	首席
対策体制 ・ レベル2 多 の	き ・府域で震度4の地震が 発生したとき、又は災害 のおそれが、時間・規模	·総務第一部自治振興班	管理職	首席
対策体制 ・ レベル2 身 の	・府域で震度4の地震が 発生したとき、又は災害 のおそれが、時間・規模	·総務第一部自治振興班	管理職	首席
レベル2 多	発生したとき、又は災害 のおそれが、時間・規模	·総務第一部自治振興班	管理職	首席
0	のおそれが、時間・規模			
		指定職員		
45	等の推測が困難なとき			3名
=		・災害初動対策室が指示する		
•	・校長が必要と認めると	各部署		
3	ŧ			
A号体制・	・府域で震度4の地震が	・職員の1/4動員	校長の判断する	管理職
レベル3 身	発生したとき、小規模の		教職員	首席、教務
9	災害が発生したときで校		(職員の1/4)	生徒主担
ŧ	長が必要と認めるとき			健康安全
				管理主担
				学年主任
B号体制 ・	・府域で震度5弱以上の	・職員のI/2動員	校長の判断する	A 号体制+
	地震が発生したとき、中		教職員	環境整備
	規模の災害が発生した		(職員の1/2)	学年生指
	ときで、校長が必要と認			健康安全部
	めるとき			24 名
	・府域で震度6弱以上の		校長の判断する	全職員
	地震が発生したとき		教職員	エールス
-,	・大規模な災害が発生し		(全職員)	
	たときで校長が必要と認っ		\	
	めるとき			

- A 号体制…笠川 濱野 西浦ナ川浦 内畑谷 十倉 原田 西村 木村 新谷
- B 号体制···A 号体制 深澤 谷口 谷久保 亀山 田辺 中村I 福永 松崎 酒井 中澤 小笠原 豊田 野井 藤本
- C 号体制…新規採用、講師含む。ただし、非常勤講師は含まない。 災害状況により参集できない場合は、その限りではない。

F その他

【Jアラート発令時】



- I 学校にいる場合の避難行動等の留意点
 - ・屋内では、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する。
 - ・屋外では、近くの建物(できれば頑丈な建物)の中または地下に避難する。
 - ・適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守る。
 - ・安全が確認されるまでは、屋内に避難しておく。
 - ・テレビ・ラジオ・インターネットなどを通じて情報収集に努める。
- 2 登下校時の避難行動等の指導上の留意点
 - ・学校か家、近い方に向かう。
 - ・選択できない場合は、「できる限り速やかに近くの頑丈な建物の中に避難する」、「適当な建物が近くにない場合は、物が落ちてこない、倒れてこない、移動してこない場所に身を隠すか、地面に伏せ頭部を守る。
 - ・登下校時の対応等については、あらかじめ家庭でも協議し共有してもらう。
- 3 上空通過情報や領海外の海域への落下情報が発信された場合は、避難解除を意味する ので、日常生活に戻って登校等を開始することが可能となる。

【資料】

令和 2 年 4 月 22 日

防災に関する対応について(災害応急対策配備体制)

岸和田市立桜台中学校

校長 笠川 智香

			1又	長 笠川 智
区分	配備時期	配備内容	市立学校	配備体制 (R2)
準備体制	・府域で震度4の地震が	│ ・災害初動対策室構成員	管理職	管理職
ナ州から	発生したとき、又は災害の	八百四期八水至旧州兵	E-Z-1W	2名
	おそれがある	 ・総務第一部自治振興班		
	気象予報等により通信情	指定職員		
		1日 足		
	報の活動の必要がある			
	・校長が必要と認めるとき・府域で震度4の地震が	《宋初科社华史提出日	管理職	// TELEN
対策体制 レベル2		·災害初動対策室構成員	官连城	管理職 首席
D. 1702	発生したとき、又は災害の	·総務第一部自治振興班		3名
	おそれが、時間・規模等の	指定職員		3/2
	推測が困難なとき	・災害初動対策室が指示する		
	・校長が必要と認めるとき	各部署		
A号体制	・府域で震度4の地震が	・職員の /4動員	校長の判断する	管理職
レベル3	発生したとき、小規模の		教職員	首席、教務
	災害が発生したときで校		(職員の1/4)	生徒主担
	長が必要と認めるとき			健康安全
				管理主担
				学年主任
B号体制	・ 府域で震度5弱以上の	 ・職員のⅠ/2動員	校長の判断する	A 号体制+
レベル4	地震が発生したとき、中	1600天(7) 250天	教職員	環境整備
	規模の災害が発生したと		(職員の1/2)	学年生指
	たくのので、		(城員) (71/2)	健康安全部
				24 名
00/14/1	るとき	人聯口	+ = 0 WIN + 7	人聯日
C号体制	・府域で震度6弱以上の	・ ´	校長の判断する	全職員
レベル5	地震が発生したとき		教職員	
	・大規模な災害が発生し		(全職員)	
	たときで校長が必要と認			
	めるとき			

A 号体制…笠川 濱野 西浦ナ川浦 内畑谷 十倉 原田 西村 木村 新谷

B号体制···A号体制 深澤 谷口 谷久保 亀山 田辺 中村I 福永 松崎 酒井

中澤 小笠原 豊田 野井 藤本

C 号体制···新規採用、講師含む。ただし、非常勤講師は含まない。 災害状況により参集できない場合は、その限りではない。 校長は、法の趣旨及び規定等に従い、その自己の職責の重大性を自覚し、防災等に際しては、その職責 遂行に全力を挙げて専念しなければならないと考えます。

そこで、校長に対する市教委の連絡・指示事項が発せられた場合に、学校施設及び設備の管理者である 校長は、次の事項により最大限の連絡体制、安全確保に努める。

- (1) 生徒の安全確保に適切な措置を講ずる。
- (2) 市教委と校長との相互連絡体制を確立する。
- (3) 市教委の連絡・指示事項は、責任を持って迅速に次校に伝達する。
- (4) 動員計画としての配備体制は、次のとおりとする。
 - ①警戒体制・・・・・市教委の指示があった場合(管理課) 災害のおそれがあるが、時間・規模等の推測が困難なとき。
 - ②A号体制・・・・校長(教頭)の判断する教職員(職員の I / 4) 小規模の災害発生したとき。
 - ③ B号体制・・・・校長(教頭)の判断する教職員(職員の I / 2) 中規模の災害が発生したとき。
 - ④ C 号体制・・・・校長(教頭)の判断する教職員(全職員)
- (5) 応急教育等対策

岸和田市地域防災計画 第2編及び第3編第4章4節に基づく

【基本的な考え方】

災害に備え、幼稚園や小中学校児童・生徒の安全を確保するため、休校園等の措置や安否確認ととも に、速やかに学校の再開に向けた措置を行う。

【対策の展開】

生徒への対策

1) 事前の措置

- ア 教職員は、常に気象状況その他の災害に関する情報に注意し、災害発生のおそれがある場合は、次 の次項のとおり学校長と協力して災害応急対策に備える。
 - ① 学校行事、会議、出張の中止
 - ② 休校措置、生徒の避難、災害の事前指導及び時後処理、保護者への連絡方法の検討
 - ③ 勤務時間外においては、校長は所属職員の所在を確認し、非常招集の方法を定め、職員に周知 →携帯電話、学校メールにて連絡

2) 災害時における学校園の応急対策

ア 在校時間中に災害が発生した場合、生徒の安全確保に全力を挙げて取り組むとともに、生徒の安 否、被災状況等を把握し、速やかに教育委員会総務課に報告する。

イ 登下校路の安全が確保された場合は、学校長、教頭を中心とする防災組織の指示に従い、保護者への引き取り連絡、教職員の引率による集団下校その他の臨時下校等適切な措置をとる。ただし、生徒を下校させることが危険であると認められるときは、学校内に保護し、極力、保護者への連絡に努め

るものとする。

ウ 夜間・休日等に災害が発生したときは、教職員は災害状況に応じ予め定める基準に基づき所属の学 校園に参集し、市が行う災害応急・復旧対策に協力するとともに、応急教育の実施及び後援者の管理 のための体制の確立に努める。

3) 学校給食の措置

災害を受けるおそれが解消したときは、学校再開に併せて速やかに学校給食が再開できるよう措置する。ただし、被災状況等により完全給食の実施が困難な場合は、簡易給食を実施する。なお、次の場合は、学校給食は一時中止する。

- ア 避難所となった学校においては、非常緊急措置として学校給食施設で炊き出しを実施する場合
- イ 給食施設がり災し、給食実施が不可能となった場合
- ウ 感染症(伝染病)の発生が予想される場合
- エ 給食物資が入手困難な場合
- オ その他給食の実施が適当でないと認められる場合

4) 学用品等の調達、支給

- ア 災害救助法が適用された場合、災害によって学用品を失い、又は損傷して就学上支障のある小中学 校の児童・生徒に対して、同胞の規定に基づいて教育委員会が学校を通じて学用品等を支給する。
- イ 学用品等の支給は、被害の実情に応じ、次にあげる品目の範囲内において現物をもって行う。
 - ①教科書
 - ②文房具
 - ③通学用品
- ウ 災害救助法が適用された場合は、無償で給与される。
- エ 災害救助法が適用されない場合は、被害の状況を調査し、できるだけ速やかに調達し支給する。

5) 就学援助に関する措置

被災により、就学することが著しく困難になった生徒が相当数に達し、就学援助費の給付授業料等の免除及びその他の補助を行う必要性が認められた場合は、関係機関と協議のうえ必要な措置を講ずる。この場合においては、学校長の申請に基づいて措置する。

6) 児童・生徒の健康管理等

- ア 被害の状況を勘案し、校長を通じ平素の保健管理、安全指導を強化する。
- イ 被災地域の生徒に対して、学校医及び医療救護部健康推進班と緊密な連絡をとり健康診断等を行 い、感染症の予防についての適切な措置をとる。
- ウ 被災した生徒に対しては、その被災状況により保健指導やカウンセリング等を実施し、健康の保 持、心のケア等に努める。
- エ 災害の状況により、被災学校園の施設の清掃、消毒等を行い、感染症の予防に努める。

(6) 教職員の動静について

- ①A号からC号の発令の場合は、事後すみやかに出勤職員名、時間帯を市教委に報告する。
- ②学校が臨時休業になった場合でも、教職員はすべて勤務を要しない日とはならないことに留 意する。

(7) その他

その他、各校長は必要に応じて市教委と連絡を密にし、また市教委の指示に基づいて適切に対 応、処理する。

* 備考

岸和田市地域防災計画で、市内の各小・中学校が、非常時における地域住民の避難場所として指定 されている。

本校の避難場所指定教室等は 【 体育館 】

* 災害の内容や程度によっては、別教室を指定する場合もあります。

【資料】学校内安全点検票(例)

	上		沙	点検方法	SH.		〇異常なし △異常あり(軽度) ×異常あり	(修理・交換)		
場所	教堂(その1)		#			में	定期点検		臨時点検	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
No.	河	羌	岬	世	植	想4/	5/ 6/ 7/ 8/ 9/ 10/ 11/ 12/ 1/	2/ 3/	\	,
-	窓・窓ガラス・出入り口の扉は外れやすくないか。	0				0				
2	窓・窓ガラス等に損傷はないか。	0								
ы	窓や出入り口の鍵じまりはできるか。	0				0				
4	カーテン(暗幕・レール等)に損傷はないか。	0				0				
5	ベランダ・バルコニーに破損、損傷はないか。	0	0	0	0					
6	教室備品(PC・TV・戸棚・ロッカー・清掃用具入れ)に損傷はないか。	0				0				
7	教室備品(PC・TV・戸棚・ロッカー・清掃用具入れ)に転倒防止がされているか	0		0						
∞	P C・T V 等電気製品の故障、プラグやコードの損傷はないか。	0				0				
9	照明器具の不具合やスイッチ、コンセント、コードに不良箇所はないか。	0				0				
10	コンセントの差し込み・接続部分に接触不良や損傷はないか。	0				0				
=	1つのコンセントから配線をしすぎていないか。	0								
12	黒板・室内の照度は適切か。(照度計による計測:昼・夜間)		Tuli	計測						
13	黒板や黒板クリーナー等に破損や故障はないか。	0				0				
14	床面に浮き、摩耗、破損、ゆがみはないか。	0			0					
15	床に釘や、ささくれが出ていないか。	0								
16	床が滑りやすく、転倒のおそれがないか	0			0	0				
17	内壁に剥離や亀裂はないか。	0								
18	固定式スクリーンはしっかり固定され、作動するか。	0		0		0				
19	フックなどの金具類が身体に触れて危険はないか。	0								
20	掲示の画鋲等はしっかりととめられているか。	0								
□粉重 ※	連絡事項(次年度への引き継ぎ等)		#Z	##	務長	M				
			唯認印	数	淵	,,				
			-	农	畑					

i i	学小 / とうつく	点検者氏名·印	〕	点検方法	拼			〇異常なし	おなし	△異常	△異常あり (軽度)	軽度)	× 舞	×異常あり		(修理・交換)	(i)		
湯灯	後生(そのと)	m				πř					定期点検	檢					酯	臨時点検	備 (異常の詳細記入)
No.	河	視	馬車	专	神	专	4/ 5/	6	1/	~	9	10/ 1	11 /	12/ 1	1/ 2/	3/	\	\	
21	机・椅子にささくれがあったり、ネジの緩みや釘などが出ていないか。	いないか。	U	0															
22	教卓・教壇の破損、ささくれ、釘などは出ていないか。	0																	
23	配膳台は損傷していないか(特別支援学校)	0	0		0	0													
24	冷・暖房器具の破損や不具合はないか。	0	U			0													
25	冷・暖房器具の周りに障害物や燃えやすい物はないか。	0	U																
26	冷・暖房器具の使用規程等がつくられ、守られているか。		観察・	## • ±±	莊 彰														
27	おぶいひもは常備されているか(特別支援学校)	0	U																
28	畳やふすまに異常はないか。(特別支援学校:生活訓練室)	0	U																
29	換気扇は正常に作動し、室内の換気は適切に行われるか。	0	U			0													
30	個人ロッカーは適切に使用されているか。(破損・中の清掃など)	など) 0	U			0													
31	ゴミ箱等が破損したり、悪臭を発生していないか。	0	U																
32	鏡は固定され、亀裂・破損はないか。	0	U																
ಜ	洗面台は清潔で、つまったりや悪臭を出していないか。(特	(特別支援学校) 〇	0			0													
34	管理責任者は明確に表示されているか。	0	0																
35	天井の破損やシミ、雨漏りはないか。	0	U																
36	放送設備は、常に正常に機能しているか。(緊急・一斉放送	斉放送の試聴)	試聴	•	点体														
37				***************************************															
38																			
39																			
40																			
米重 ※	連絡事項(次年度への引き継ぎ等)		本	丰	務長	, n													
			影響	数	頭														
			-	荻) 														